

議第 105 号

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例について

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第8条 <u>第3条の規定により採用された職員の給料月額</u>は、当該職員が地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるとした場合に適用される下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「給与条例」という。）<u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第8条 <u>第3条の規定により採用された職員の給料月額については、給与条例第6条第1項の規定を準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 <u>第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員について定められた勤務時間を下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項第2号及び第19条第3項の規定の適用については、これらの規定中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とする。</p>	<p>2 <u>第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>については、給与条例第6条第2項の規定を準用する。</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項第2号及び第19条第3項の規定の適用については、これらの規定中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 条文中で引用する地方公務員法の条項を改めます。
(第4条関係)
- (2) 任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を定めます。
(第8条関係)
- (3) 再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めます。
(第10条関係)
- (4) この条例は、令和5年4月1日から施行します。
(附則関係)